

平成21年6月16日

株 主 各 位

埼玉県川口市川口二丁目2番7号
株式会社川金ホールディングス
代表取締役社長 鈴木 信 吉

「第1回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

平成21年6月11日付にてご送付いたしました弊社「第1回定時株主総会招集ご通知」につきまして、一部訂正すべき事項がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 「第1回定時株主総会招集ご通知」56頁40行以下（下線を付した部分は、訂正箇所を示します。）

訂正前	訂正後
なお、各委員の略歴は、別紙 <u>2</u> 「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙 <u>3</u> 「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。	なお、各委員の略歴は、別紙 <u>1</u> 「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙 <u>2</u> 「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。

2. 「第1回定時株主総会招集ご通知」71頁(下線を付した部分は、訂正箇所を示します。)

訂正前	訂正後
<p>第5号議案 取締役および監査役の報酬額決定の件</p> <p>当社の取締役および監査役の報酬額は、定款第7章附則第36条において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時まで、取締役は月額12百万円以内、監査役は月額2百万円と定められておりますので、今回、本定時株主総会終結以降の報酬額について、取締役の報酬額を月額12百万円以内、監査役の報酬額を月額2百万円以内と決めさせていただきたいと存じます。</p> <p>なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。</p>	<p>第5号議案 取締役および監査役の報酬額決定の件</p> <p>当社の取締役および監査役の報酬額は、定款第7章附則第36条において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時まで、取締役は月額12百万円以内、監査役は月額2百万円と定められておりますので、今回、本定時株主総会終結以降の報酬額について、取締役の報酬額を月額12百万円以内、監査役の報酬額を月額2百万円以内と決めさせていただきたいと存じます。</p> <p>なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。</p> <p><u>現在の取締役は5名、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。第4号議案が原案どおり可決されますと、取締役は5名となります。</u></p>

以上